

新しい学びへ

「ラーケーション」

平日、授業の代わりにお子様と保護者が一緒になって体験活動をしたり、話し合ったりする日です。



令和6年7月

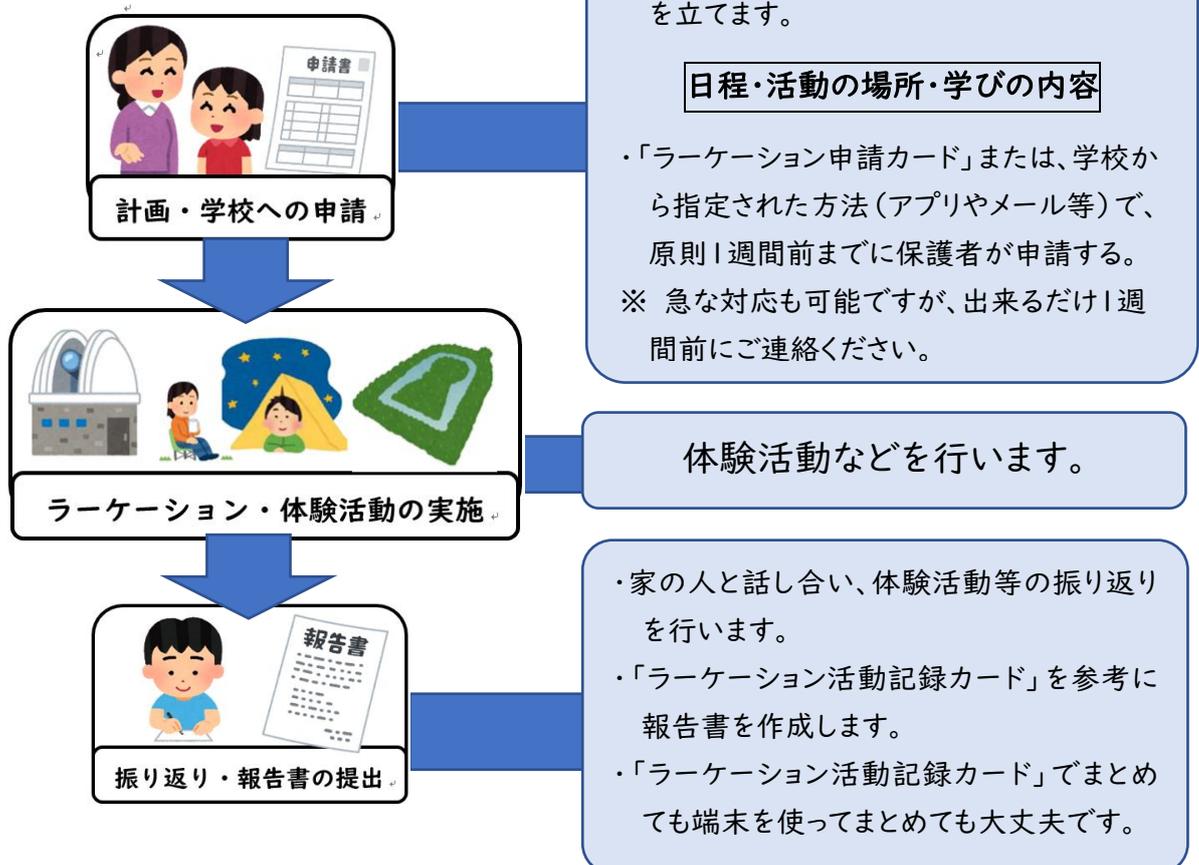
茨城県教育委員会 義務教育課

土浦市教育委員会 指導課

これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的・探究的な活動を通して学んでいくことが有効です。また、自己の在り方や生き方を考えるためには、家の人とゆっくりと話をすることも大切です。思いや悩み、不安について家族と一緒に考えることで、これまでの生活を振り返り、今後を見つめる良い機会になります。

児童生徒が家の人などと一緒に、そのような時間を取ることができるよう、設定したのが年間最大5日間の「ラーケーション」です。

ラーケーション申請の流れ



注意していただきたいこと

- 事前に学校に申請する必要があります。
- 受けられなかった授業内容に関するサポートについては、欠席や出席停止・忌引等で学校に登校しなかった場合と同様になります。
- 各学校がラーケーションを取得できない日又は期間を設定していますのでご確認ください。

(例) 4月中(年度はじめ)、定期テスト期間、学校行事の日等

「ラーケーション」の例

平日ならではの！水族館や博物館に行こう！

興味のある施設に行き、時間をかけてじっくりと見学や体験をしてみましょう。

平日は、様々な施設が休日に比べて混雑していません。



気分は研究者！ レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問をもったことについて調べ、レポートを書いてみましょう。

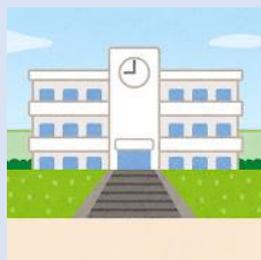
書いたレポートをコンテストに応募してみるのもよいでしょう。



学校体験！ 普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。

大学図書館や、周辺の街の雰囲気を味わうのもよいでしょう。



将来について！ お家の人に話してみよう

将来についての思いや悩みなどをじっくりとお家の人と話し合ってみましょう。そして、将来に向けて今自分ができることを実践(計画)してみよう。



職場体験や工場見学 やりたい仕事を見てもみよう！やってみよう！

普段の日に将来やりたい仕事を見学したり、体験したりしてみましょう。会社の方から仕事のやりがいなどを聞けるかもしれません。



自然の中で創作活動をしてみよう

普段はあまり行かない場所で、絵を描いたり俳句を詠んだりしてみましょう。いつもと違う環境だと新たな発想が生まれるかもしれません。



再発見 地域の歴史を調べよう

実際に史跡を訪れたり地域の図書館で資料を読んだりして知識を広げ、深めましょう。自分が住む地域の歴史については意外と知らないものです。



茨城県の「ラーケーションに関するホームページ」を利用すると、県内のスポットの紹介があります。

右のQRコードを読み取って移動してみましょう。



Q & A

Q 茨城県（土浦市）は、どうして「ラーケーション」を設定したのですか。

A 学習指導要領において、「総合的な学習の時間」では、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための力を育成する。」となっています。そのような力を身に付けるためには、児童生徒が地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体

験活動を通して学んでいくことが有効です。従来の学校での活動に加え、より柔軟に体験活動の時間を取ることができるよう、茨城県（土浦市）では年間最大5日の「ラーケーション」を設定しました。

Q2 「ラーケーション」を利用した場合、学校は欠席になりますか。

A2 欠席にはなりません。

Q3 「ラーケーション」を連続して取得することはできますか。また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

A3 「ラーケーション」は、連続して取得することも分散して取得することもできます。限度は年度内に5日であり、残った日を次の年度に繰り越すことはできません。また、半日または、時間で取得することはできません。

Q4 「ラーケーション」は必ず取得しなければいけませんか。

A4 「ラーケーション」の取得については、必ず取得しなければいけないものではありません。各家庭の状況に応じて取得を選択するようにしてください。

Q5 保護者等が急きょ休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても申請することはできますか。

A5 できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってほしいので、可能な限り早めに申請するようお願いします。

Q6 ラーケーションの申請は、どのようにすればよいですか。また、計画書を出す必要がありますか。

A6 「ラーケーション申請カード」または、学校から指定された方法（アプリやメール等）で申請をしてください。計画書の提出は、原則求めていません。「ラーケーション申請カード」を参考にし、お子様と保護者で話し合い、事前計画を立てるようにしてください。

Q7 「ラーケーション」では、どのような活動をするよいいのですか。

A7 「ラーケーション」は、体験活動を行うことを前提としています。大切な授業の代わりとなることを踏まえた活動になるよう、お子様と保護者とよく話し合うようにしてください。

Q8 事後の報告書を提出する必要がありますか。

A8 ラーケーションの実施後には、活動記録として報告書を提出します。児童生徒の「学びの内容」を踏まえて、体験したことや探究的に学んだことをまとめるようにしてください。

Q9 報告書（活動報告）の様式は、決まっていますか。

A9 報告書（活動記録）の様式は、原則自由です。GIGA 端末の活用も可能です。活動記録のテンプレートとして「ラーケーション活動記録カード」活用して大丈夫です。提出方法については、各学校で確認をしてください。

Q10 報告書（活動記録）の内容は、決められていますか。

A10 決められていません。写真の添付、文章でまとめる、入場券の添付等様々な方法が考えられます。また、家庭で将来についてのことを話し合う活動を行った場合などの活動については、話し合った感想や将来について考えたことなどについてまとめるなどの方法が考えられます。

Q11 提出した報告書（活動記録）は提出後、学校でどのように取り扱いますか。

A11 学校では、発表や掲示等の活動を行いません。活動記録を「総合的な学習の時間」のファイルや GIGA 端末のスタディログ等に記録を残し「学びの足跡」とす

るようにします。

Q12 小学校に通う子どもと、幼稚園の妹と一緒にラーケーションを取得したのですが可能ですか。

A12 現在、ラーケーションを実施しているのは、茨城県県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校とラーケーションを実施している県内の市町村立学校となります。幼稚園や保育所等についての実施は、各幼稚園・保育所に問い合わせてください。

Q13 「ラーケーション」を利用した日の給食の扱いは、どうなりますか。

A13 病気等の欠席者と同様の対応となります。令和 6 年度は、給食が無償となっているため、特にご家庭で対応する内容はありません。令和 7 年度以降、給食費などの返金を行わないこととしたいと考えております。

Q14 「ラーケーション」にケガなどをした場合、どうなりますか。

A14 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。